

(毎月二日六日九日十二日十五日十八日廿一日廿四日廿七日三十日十四日發行)

縣報 第三百廿七號 明治三十七年六月三日 和歌山縣

○公文

○和歌山縣令第三十二號

宿屋營業取締規則左ノ通り改正ス

明治三十七年六月一日

和歌山縣知事 伯爵 清 樹 家 敬

第一條 宿屋營業トハ旅人宿、下宿屋及木質宿ナ營業トスルモノナ云フ

第二條 宿屋營業ヲナサントスル者ハ左ノ各項ナ具シ所轄警察官署ニ願出テ許可ヲ受ク
ヘシ支店ヲ設ケントスル者及營業所ヲ變更セントスル者亦同シ

一族籍、住所、氏名及生年月日

二 營業ノ種別及場所

三 商號又ハ屋號

四 前住所

五 營業所周圍ノ略圖、建物配置平面圖(間取共)及敷地ノ坪數
押致間取其ノ他一部ノ變更ノ場合ニ限リ前項第五號ノ圖面ハ其ノ部分ナ詳ニシタル圖面
ナ以テ足ル

○和歌山縣令第三十三號 明治三十七年六月三日 和歌山縣

第三種郵便電話可

第三條 左記各項ニ該當スルモノハ營業者又ハ其ノ營業管理人タルコトヲ得ス

一 秩序又ハ風俗ナ素ルノ所爲アリト認メフル、者

二 本則ヲ遵守スル能力ナシト認メフル、者

三 強盜、詐欺取財ノ罪、獲物姦淫ノ罪、受寄財物ニ關スル罪、賊物ニ關スル罪、賭博ノ罪ヲ犯シテ處刑セラレタル者及本則ニ依リ營業許可ヲ取消サレタル者但後改ノ情
著シキ者ハ此限リニアラス

四 被監視中ノ者

許可ノ後前各號ニ該當スル事由ヲ生シタルトキハ警察官署ニ於テ其ノ許可ヲ取消シ又ハ
其ノ營業ヲ停止スヘシ

第四條 營業用ノ建物ハ警察官署ノ検査ヲ經ルニアラサレハ使用スルコトヲ得ス

第五條 左ノ事項ハ其ノ事實ニ生シタル日ヨリ五日以内ニ所轄警察官署ニ届出ツヘシ但死
亡、失踪又ハ逃亡ノ場合は於テハ戸主、後見人相親人其ノ他ノ最近親族ニ於テ其ノ手續
チナスヘシ

一族籍、住所、氏名及商號又ハ屋號ナ變更シタルトキ

二十三日以上休業セントスルトキ
三 廉業死亡失踪又ハ逃亡シタルトキ

四 營業所ヲ他ノ警察管轄内へ移轉シタルトキ
前項三、四ノ場合ニ於テハ其ノ届出ト同時ニ許可証ヲ返納スヘシ

第六條 支店ヲ設タルモノ又ハ事故ノ爲メ自ラ其ノ營業ニ從事セサルモノハ營業管理人ヲ定メ其ノ族籍、住所、氏名、生年月日及前住所ヲ具シテ所轄警察官署ニ届出テ許可ヲ受クヘシ

營業管理人ハ營業者ニ代テ其ノ責ニ任スヘシ

第七條 相續其ノ他ノ事由ニ依リ營業ノ繼承ヲナサントスルモノハ其ノ族籍、住所、氏名、生年月日及前住所ヲ具シテ所轄警察官署ニ届出テ許可ヲ受クヘシ

讓受ノ場合ニ於テハ讓渡人家督相續ノ場合ニ於テハ生存被相續人前項ノ届書ニ連署スヘシ

第八條 故回ノ處刑ヲ受クルモ尙本則ヲ遵守セサル者ハ其ノ許可ヲ取消シ又ハ營業ノ停止ヲ命スルコトアルヘシ

第九條 營業上ニ使用スル男女チ雇入レタルトキハ五日以内ニ其ノ族籍、住所、氏名、生年月日前住所及前職業ヲ所轄警察官吏ニ届出フヘシ其解雇シタルトキ亦之ニ準スヘシ但一週間以内ノ臨時雇ハ此限リニアラス

第十條 營業者及其ノ營業管理人ハ左ノ各項ヲ遵守スヘシ

一 宿泊料ノ定額ハ客ノ見易キ場所ニ掲示スルコト但警察官署ニ於テ必要ト認ムルトキハ特ニ英文ヲ以テ記載セシムルコトアルヘシ

二 客引行為ヲ爲スヘカラサルコト

三 宿泊料ノ抵償トシテ客ノ物品ヲ收受シ若クハ預リ置カントスルトキハ所轄警察官吏

ノ承認ヲ受クルコト

四 寄泊人ニ避難ヲ勧メ又ハ宿泊料以外ノ金額ヲ得ル目的ヲ以テ客ノ需メナキ飲食物ヲ供スヘカラサルコト

五 客ニ面會ナ求メ又ハ通信ヲナス者アルトキハ速ニ之ヲ取次キ隠蔽スヘカラサルコト

六 正當ノ事由ナクシテ宿泊ノ求メヲ拒絶スヘカラサルコト

七 客ヨリ其ノ携帶品ノ質入賣却等ノ依頼ヲ受ケタルトキハ直ニ所轄警察官吏ニ申告スルコト

八 定員以上一室ニ合宿セシムヘカラサルコト但客ノ承諾アリタルトキハ此限リニアラス

九 客ノ意ニ反シテ他人ヲ同室セシムヘカラサルコト

十 宿泊人疾病ニ罹リタルトキハ醫藥、食物等ノ需メニ應シ懇切ニ取扱ヒ若シ傳染病ノ疑アルトキハ即時所轄警察官吏ニ申告スルコト

十一 客ノ爲メニ立替ヘキ車賃、船賃等ハ定額ヲ超ユヘカラサルコト

十二 客ノ遺留品ハ確實ニ保管シ送還ノ手帳ヲナスヘシ若シ送還シ能ハサルトキハ連ニ所轄警察官吏ニ届出フルコト

十三 客ノ需メサル商人等ヲ客室ニ入ラレムヘカラサルコト

十四 便所ハ清潔ニ洒掃シ時々防臭劑ヲ投ヘキコト

十五 漆車、漁船ノ發着時刻ヲ詐リ客ニ迷惑セシムル等ノ行為アルヘカラサルコト

十六 客ニシテ身分不相應ノ金品ヲ所持シ又ハ不審ト認ムルモノハ速ニ所轄警察官吏ニ申告スルコト

十七 寝具類ハ時々日光清毒法ヲ行フコト

十八 不潔ナル夜具、敷物其ノ他ノ器具ヲ使用スヘカラシルコト

十九 藤妓又ハ酌婦ヲ寄寓セシムヘカラシルコト

二十 肺結核其ノ他人ノ禁忌スヘキ病症アルモノハ客ヲ接遇シ又ハ飲食物ノ調理ヲ爲スヘカラシルコト

廿一 宿泊人外出シ二日ヲ經テ其ノ所在不明ナルトキハ速ニ所轄警察官吏ニ申告スルコト

第十一條 營業者ハ宿泊人名簿ヲ備ヘ左ノ各號ヲ詳細臺記レ警察官吏ノ点検ニ供ズヘシ若シ旅行免狀ヲ要スル外國人ナルトキハ其ノ免狀寫ヲ添附スヘシ

一 本籍又ハ國籍、身分、職業、住所氏名、生年月日

二 到着ノ月日時及前夜宿泊地

三 旅行ノ事由

四 親族ノ同行者アルトキハ其ノ續柄

宿泊人届ハ別紙第一様式ニ依リ前項各號ヲ具シ當日内ニ所轄警察官署又ハ巡査駐在所、派出所ニ届出ツヘシ但夜間十二時後ノ宿泊人ハ當日午前九時迄ニ届出ツヘシ

警察官署、巡査駐在所、駐出所ヨリ十五町以上隔リタル地ノ營業者ハ前項ノ届出ヘ帳簿

馬鹿第三百二十七號

明治二十七年六月三日 第三種免便物認可

三

ナ以テナスコトヲ得但巡査駐在所ヨリ二十町以上隔リタル地ニ在リテハ所轄警察官署ノ認可ヲ受ケ一週間毎ニ届出ナスコトヲ得

警察官吏ノ檢閱ヲ受ケタルトキハ前項ノ届出ヲ要セス

第十二條 宿泊人外國人ナルトキハ其ノ届出ヲ要スル事項ヲ告ケ之ヲ宿泊人名簿ニ記載セシムヘシ

記載ヲ要スル事項ハ原文ヲ以テ記シ置キ之ヲ示スヘシ

第十三條 宿泊人出發届ハ別紙第二號様式ニ依リ巡査駐在所又ハ巡査駐在所派出所ニ届出ツヘシ

本條ノ場合ニ於テモ亦第十一條第三項第四項ヲ準用ス

第十四條 宿泊人名簿ハ餘白ヲ置カス順次記入シ誤記アルトキハ之ヲ訂正シ其ノ紙數ヲ除却スヘカラス但使用ノ後満壹ヶ年間保存スヘシ

第二章 旅人宿

第十五條 旅人宿トハ一定ノ宿泊料ヲ受ケテ人ヲ宿泊セシムルモノヲ云フ

第十六條 旅人宿ハ客室十坪以上ヲ有スル家屋ニアラサレハ營業スルコトヲ得ス但土地ノ

狀況ニ依リ斟酌スルコトアルヘシ

第十七條 客室ノ構造、裝置及設備ハ左ノ各號ニ依ルヘシ

一 客室ハ光線ノ取リ方及空氣ノ流通ヲ完全ニスルコト

二 二階以上ノ客席ニシテ十五坪以上アルモノハ通音ナル場所ニ幅三尺以上ノ梯子二個

以上ヲ設タルコト

三 便所ハ臭氣ノ客室ニ及ハサル場所ニ設ケ屎尿池ヘ石蓋等ヲ以テ造リ其ノ周囲ヘ
漆喰又ハ石畳トナスコト

四 客室ハ旅客一人ニ付一坪半ヲ下ルヘカラキルコト但同行者ハ此限リニアラス

五 客室ノ入口ニハ室ノ番號定員ヲ掲示スルコト

六 客用ノ夜具ハ潔潔ナル白地ノ敷布、掛襟ヲ用ヒ枕ハ白布ヲ以テ包ムコト

第三章 下宿屋

第十八條 下宿屋トハ廻転料、座敷料ヲ受ケテ人ヲ宿泊セシムルモノヲ云フ

第十九條 宿泊入ノ族籍及氏名ハ之ヲ店頭若クハ門戸ニ掲出スヘン

第二十條 本則第十七條第一號乃至第五號ノ規定ハ下宿屋ニモ亦之ヲ適用ス

第四章 木質宿

第二十一條 木質宿トハ賄ヲ爲サス木質其ノ他ノ諸費ヲ受ケテ人ヲ宿泊セシムルモノヲ云フ

第二十二條 本則第十七條第一號第二號ノ規定ハ木質宿モ亦之ヲ適用ス

營業者ハ宿泊入外泊等ヲ備ヘ置キ客人ニ外泊セシ者アルトキハ之ヲ記載スヘシ

第二十三條 本則ニ違犯シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

前項ノ制裁ハ何人ノ所為ト雖ニ營業者又ハ營業管理人ニ科ス

第一號第三百二十七號 明治三十七年六月三日 第三種荷物認可

四

附 則

第二十四條 諸政ノ宿屋營業者ニシテ本則ニ抵觸スルモノハ來ル六月三十日迄ニ本則ニ依リ相當手續ヲ爲スニアラサレハ許可ノ効ヲ失フヘシ

第一號第六(用紙美濃紙)

明治 年 月 日 時 分	到着ノ 月 日 時 分	前 夜 旅行ノ 宿泊地事由	明治年月日宿泊人届		
			旅人	市 郡 (下宿屋)	村大字 町 番地 氏 名
		旅籍又ハ國籍身分職業住			氏名生年月日

記 入 例

一族籍又ハ國籍ノ欄ニハ内国人ナルトキハ旅籍、外國人ナルトキハ國籍ヲ記スヘシ
一 外國人ニシテ帝國內ニ居住テ有セサル者ニ關シテハ外國ニ於ケル住所ヲ記載スヘシ

一

宿泊人親族ノ二行者横柄ハ氏名ノ傍ラニ妻又ハ長男次女若クハ別姓ト記入スヘシ

一 華族、文武官吏、帝國議會議員、府縣會議員、外國公使館員、領事館員、官立府縣立

學校教員ヘ其ノ爵位、官、職氏名ノミ記載スルコトヲ得

一 軍隊ハ其ノ隊名、指揮官ノ官職、氏名及其ノ人員ヲ記載シ教員、役員等ノ引率セル學

校生徒ハ其ノ姓名、引率者ノ氏名及人員ヲ記載シ他ヲ省略スルコトヲ得

第一種様式(用紙美濃紙)

明治 年 月 日宿泊人出發届		旅 人 市 郡	村 大字	番 地
到着セシ	出發ノ	宿 (下宿屋)	同	同
月 日 時	月 日 時	行 先 地	氏	名
午前	午後	時 分		

○和歌山縣令第三十三號

料理屋及飲食店營業取締規則左ノ通り相定ム

明治三十七年六月一日

和歌山縣知事

伯爵

清 楠 家 敬

料理屋及飲食店營業取締規則

第一條 料理屋及飲食店營業ヲナサントスル者ハ左ノ各項ヲ具シ所轄警察官署ニ願出テ許可ヲ受タヘシ支店ヲ設ケントスル者及營業所ヲ變更セントスル者亦同シ

一族籍住所氏名及生年月日

二 營業ノ場所

三 營業用家屋ノ平面圖

四 商號又ハ屋號

五 前住所

六 妻及未成年者ニアリテハ民法ノ規定ニヨリ許可ヲ與ヘタル者ノ連署

第二條 左記各項ニ該當スルモノハ營業者又ハ其ノ營業管理人タルコトヲ得ス

一 秩序又ヘ風俗ヲ棄カシ所爲アリト認メラル、者

二 本則ヲ遵守スル能力ナシト認メラル、者

三 強盜、詐欺取財ノ罪、猥褻姦淫ノ罪、受寄財物ニ關スル罪、賊物ニ關スル罪、賭博ノ罪ヲ犯シテ處刑セラレタル者及本則ニ依リ營業許可ヲ取消サレタル者但悛改ノ情

著シキ者ハ此限リニアラス

四 被監視中ノ者

許可ノ後前各號ニ該當スル事由ヲ生シタルトキハ警察官署ニ於テ其ノ許可ヲ取消シ又ハ其ノ營業ヲ停止スヘシ

第三條 営業用ノ建物ハ警察官署ノ検査ヲ經ルニアラサレハ使用スルコトヲ得ス

第四條 左ノ事項ハ其ノ事實ノ生シタル日ヨリ五日以内ニ所轄警察官署ニ届出ツヘレ但死亡失蹤又ハ逃亡ノ場合ニ於テハ戸主後見人相續人其ノ他ノ最近親族ニ於テ其ノ手帳ヲ爲スヘシ

一 族籍、住所、氏名及商號又ハ屋號ヲ變更シタルトキ

二 廉業、死亡、失蹤又ハ逃亡シタルトキ

三 第八條ノ雇婦ヲ解雇シ若シクハ家族ノ婦女ヲシテ客ヲ接遇セシムルコトヲ停止シ又

ハ其ノ死亡若シクハ逃亡シタルトキ

四 営業所ヲ他ノ警察管轄内ニ移轉シタルトキ

第五條 支店ヲ設タルモノ又ハ事故ノ爲メ自ラ其ノ營業ニ從事セサルモノハ營業管理人ヲ定メ其ノ族籍、住所、氏名、生年月日及前住所ヲ具シ所轄警察官署ニ届出テ許可ヲ受クヘシ

營業管理人ハ營業者ニ代テ其ノ責ニ任スヘシ

第六條 相續其ノ他ノ事由ニ依リ營業ノ繼承ヲ爲サントスルモノハ其ノ族籍、住所、氏名、生年月日及前住所ヲ具シ所轄警察官署ニ届出テ許可ヲ受クヘシ

明治三十七年六月三日 第三種郵便物認可

六

嘉慶第三百二十七號

讓受ノ場合ニ於テハ廉業人皆相續ノ場合ニ於テハ生存被相續人前項ノ願書ニ連署スヘシ

第七條 故回ノ處罰ヲ受タルモ尙本則ヲ遵守セサルモノハ其ノ許可ヲ取消シ又ハ營業ノ停止ヲ命スルコトアルヘン

第八條 营業用ノ爲メ婦女ヲ雇入レンタルトキハ其ノ族籍住所氏名生年月日前住所及前職業ナ具シ所轄警察官署ニ届出テ認可ヲ受クヘシ家族ノ婦女ヲシテ客ヲ接遇ニ從事セシメントスルトキ亦之ニ準スヘシ但酌婦ノ雇入ハ此限リニアラス

第九條 营業者及其ノ營業管理人ハ左ノ各項ヲ遵守スヘシ

一 密賣淫ニ關スル罪ニ依リ處刑セラレタル者又ハ藝妓、酌婦營業取締規則第五條ニ該當スル婦女ヲ同居セシメサルコト

二 藝妓ヲ寄寓若シクハ宿泊セシメサルコト

三 藝妓ニアラサルモノヲシテ之ニ紛ヘシキ所業ヲナキシメサルコト

四 夜間拾貳時後ヘ歌舞音曲其ノ他喧擾ニ涉ル所業ヲナキシメサルコト

五 濫リニ飲食遊興ヲ勧メ又ハ客ノ需メナキ酒肴ヲ供スヘカラサルコド

六 客ヲ宿泊セシムヘカラサルコト但警察官吏ノ承認ヲ得タルトキハ此限リニアラス

七 客ニ面會ヲ求メ又ハ通信ヲナスモノ等アルトキハ速ニ取次クヘキコト

八 飲食又ハ遊興料ノ抵償トシテ客ノ物品ヲ收受シ若シクハ預リ置カントスルトキハ所

轄警察官吏ノ承認ヲ受クルコト

九、客ヨリ携帶品ノ質入、賣却等ノ依頼ヲ受ケタルトキハ直ニ所轄警察官吏ニ申告スルコト

十、客ノ疾病ニ罹リタルトキハ醫薬食物等ノ需メニ應シ施設ニ取扱ヒ若シ傳染病ノ疑アルトキハ即時所轄警察官吏ニ申告スルコト

十一、客ノ爲メニ立替ヘ支拂スヘキ車貿易等ハ定額ヲ想ニカテサルコト

十二、客ノ遺留品ハ確實ニ保管シ送還ノ手續ヲ爲スヘシ若シ送還シ能ハサルトキヘ達ニ所轄警察官吏ニ届出ツルコト

十三、客ヨシテ身分不相應ノ金品ヲ所持シ又ハ不審ト認ムルモノハ速ニ所轄警察官吏ニ申告スルコト

十四、肺結核其ノ他人ノ兼患スヘキ病症アル者ハ營業ニ從事スヘカラサルコト

十五、酌婦ニアラサルモノナシテ客ノ接遇ニ從事セシメサルコト

第十條 营業組合ヲ設ケントスルモノハ規約及代表者ヲ定メ所轄警察官署ニ届出テ認可ヲ受クヘシ

第十一條 待合茶屋芝居茶屋遊船宿等ノ名義ノ如何ニ拘ラス客席ヲ設ケテ客ニ酒肴ヲ供スル營業者ハ料理屋ト見做シ本則ヲ適用ス

料理屋ニシテ仕出シノミチ爲ス者飲食店ニシテ羹賣ノミチ爲ス者ニハ本則ヲ適用セス

第十二條 本則ニ違犯シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

前項ノ制裁ハ何人ノ所爲ト雖トモ營業者又ハ營業管理人ニ科ス

解説第三百二十七號 明治三十七年六月三日 第三種郵便物認可

七

附 則

第十三條 本則ハ明治三十七年七月一日ヨリ施行ス但第九條第二號ハ來ル十二月三十一日迄其ノ施行ヲ延期ス

○和歌山縣令第三十四號

藝妓及酌婦營業取締規則左ノ通り相定ム

明治三十七年六月一日 和歌山縣知事 伯爵 清 梅 家 敦

藝妓及酌婦營業取締規則

第一條 本則ニ於テ藝妓ト稱スルハ客ノ需メニ應シ酒席ニ於テ歌舞音曲其ノ他ノ遊藝ヲ爲スチ營業トスルモノナムヒ酌婦ト稱スルハ酒席ノ酌ニ從事スルチ營業トスルモノナムヒ

第二條 藝妓酌婦ノ營業ヲ爲サントスルモノハ左ノ各號ヲ具シ所轄警察官署ニ願出テ許可ヲ受クヘシ

一、族籍、住所、氏名、生年月日及藝名アルモノハ其謹名
二、戸籍謹本

三、未成年者ナルトキハ戸主又ハ後見人并ニ規權ヲ行フ父又ハ母其ノ父母共ニアラサルトキハ最近親族ノ連署

四、有夫ノ婦ナルトキハ夫ノ連署

五、健康診斷書

第三條 警察管轄サ異ニスル地ニ移轉セントスルトキハ即日其許可証ヲ返納シ移轉先地ニ

於テハ更ニ前條ノ手續ニ依ルヘシ

第四條 左ノ事項ハ其ノ事實ノ生シタル日ヨリ五日以内ニ所轄警察官署ニ届出テ許可証ヲ返納シ又ハ書換若クハ再渡ヲ請フヘシ但シ死亡又ハ逃亡ノ場合ニ於テハ戸主後見人、相

続人其ノ他ノ最近親族又ハ置屋營業者若クハ家主ニ於テ其ノ手續ヲ爲スヘシ

一族籍住所氏名及藝名ヲ變更シタルトキ

二 許可証ヲ亡失毀損又ハ汚損シタルトキ

三 廉業死亡又ハ逃亡シタルトキ

第五條 左ノ各項ニ該當スルモノハ藝妓又ハ酌婦營業者タルコトヲ得ス

一 盗賊賭博罪、拐盜罪、及密賣淫ニ關スル罪ニ依リ刑ニ處セラレタル者但候取ノ情著シキモノハ特ニ許可スルコトアルヘシ

二 被監視中ノ者

三 風俗ヲ害スル行爲アリト認メラル、者

四 肺結核其ノ他人ノ健忘スヘキ病症アル者

許可ノ後前各項ニ該當スル事由ヲ生シタルトキハ警察官署ニ於テ其許可ヲ取消シ又ハ其ノ營業ヲ停止スヘシ

第六條 營業者ハ左ノ各項ヲ遵守スヘシ

一 營業中ハ許可証ヲ携帶スルコト

二 許可証ハ他人ニ貸與スヘカラサルコト

明治三十七年六月三日 第二種類便物認可

八

三 營業先ニ於テ宿泊スヘカラサルコト但疾病其ノ他止ムテ得ス宿泊セント、スルトキハ所轄警察官吏ニ届出ツヘシ

四 藝妓ノ花代金額ハ豫メ警察官署ニ届出テ認可ヲ受クヘシ之ヲ變更セントスルトキ亦同シ

五 夜間十二時後客席ニ侍スヘカラサルコト

六 居人周旋營業者若クハ密賣淫ニ關スル罪ニ依リ處刑ヲ受ケタルモノ、家ニ寄寓セサルコト

七 藝妓ハ宿屋、料理屋又ハ飲食店ニ寄寓スヘカラサルコト

八 自宅又ヘ他家ニ於テ遊客ト同宿スヘカラサルコト

九 何等ノ名義ニ拘ハラス客ニ對シ定額外ノ金額又ヘ物品ヲ請求スヘカラサルコト

十 宿泊ヲ要スル旅行ヲ爲サントスルトキハ其ノ行先地ヲ詳カニシテ所轄警察官吏ニ届出テ且第三號但書ノ届出ヲ爲スコト

十一 酗婦ハ遊藝稼業ヲ兼ヌルヲ得ス又客席ニ於テ歌舞音曲其ノ他ノ遊藝ヲナスヘカラサルコト

第七條 本則ニ違犯シタルモノハ拘留又ヘ料金ニ處ス

附 則

第八條 本則ハ明治三十七年七月一日ヨリ施行ス但第六條第七號ハ來ル十一月三十一日迄其ノ施行延期ス

○和歌山縣令第三十五號

藝妓置屋營業取締規則左ノ通り相定ム

明治三十七年六月一日

和歌山縣知事 伯爵 清 橋 家 秋

藝妓置屋營業取締規則

第一條 藝妓置屋營業トヘ藝妓ヲ寄賣セシタルヲ以テ營業トスルモノニ云フ

第二條 藝妓置屋營業ナ爲モントスル者ハ左ノ各項ナ具シ所轄警察官署ニ提出テ許可ヲ受クヘシ支店ヲ設ケントスル者及營業所ヲ變更セントスル者亦同シ

一 諸種住所氏名及生年月日

二 營業所

三 營業用家屋ノ平面圖

四 商號又ハ屋號

五 前住所

第三條 料理屋及飲食店營業取締規則第三條乃至第七條ノ規定ハ藝妓置屋營業者ニモ亦之

テ準用ス

第四條 營業者又ハ其ノ營業管理人ハ左ノ各項ヲ遵守スヘシ

一 密室賣ニ關スル罪ニ依リ處刑セラレタル者及藝妓置屋營業取締規則第五條ニ該當スル者ナ同居セシメサルコト但藝妓ニギテ營業停止中ノ者ハ此限リニアラス

二 職人周旋營業ヲ營業スベカラサルコト

藝妓置屋營業取締規則

明治三十七年六月二日

第三回小作の問題

九

フト

三 邀客ナ宿泊セシムヘカラサルコト

四 料理屋飲食店ニ扮ヘシキ行爲ナ爲スヘカラサルコト

五 肺結核其ノ他人ノ難忌スヘキ病症アル者ヘ同居スヘカラサルコト

第六條 本則ニ違犯シタル者ハ拘留又ハ科罰ニ處ス

前項ノ制裁ハ何人ノ所爲ト雖モ營業者又ハ營業管理人ニ科ス

附 則

第六條 本則ハ明治三十七年七月一日ヨリ施行ス

○和歌山縣告示第百五十號

今般兵庫縣ニ於テ縄網禁止制定ノ件別紙ノ通り縣令發布ノ旨通知アリタリ

明治三十七年五月三十日

和歌山縣知事

伯爵 清 嶽 家 敦

兵庫縣令第三十五號

本縣海面左ノ區域ニ於テ縄網ノ使用ヲ禁止ス運背シタルモノハ拾回以下ノ罰金ニ處シ其情狀ニ依リ漁具及漁獲物沒收ス但シ沒收すべき漁獲物ノ既ニ賣却シ又消費ワタルトキヘ其代金ヲ追徴ス

明治三十七年五月十日

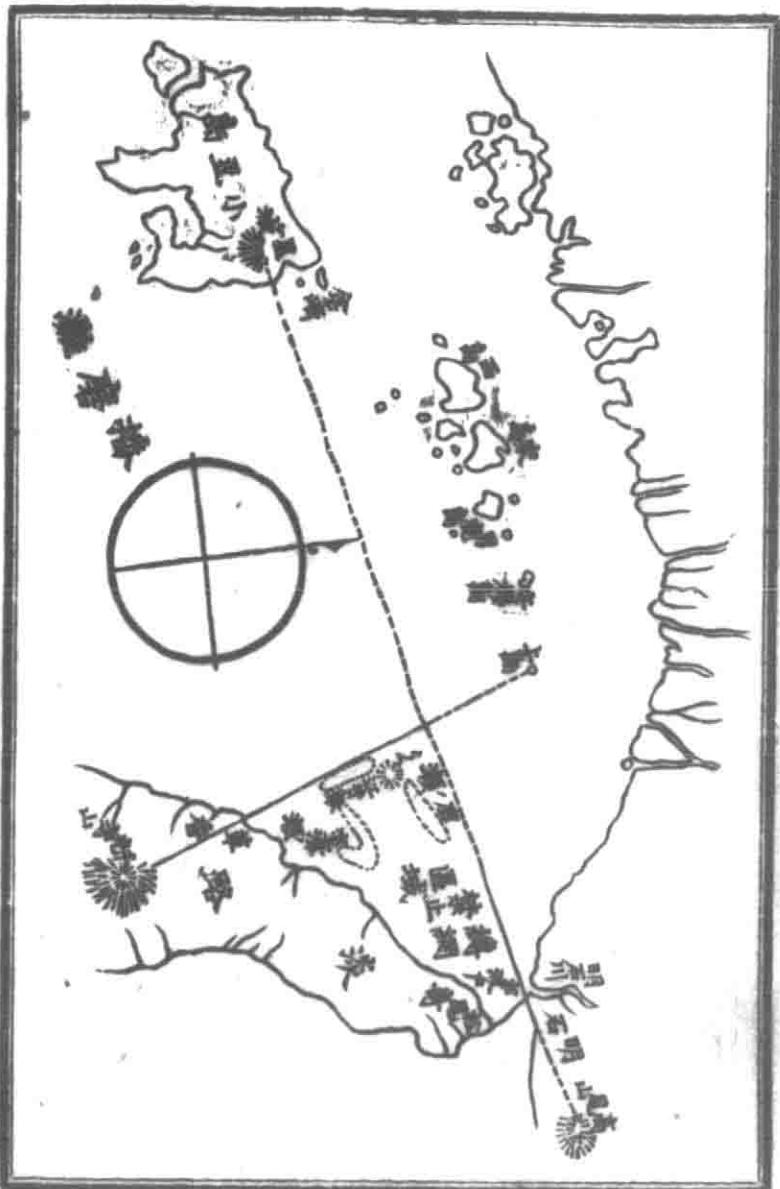
兵庫縣知事 股 部 一 三

西、淡路國先山（一名千光寺山）ノ頂上ヲ同津名郡草倉明神鼻ノ北端ニ重テ見通シタル線以東

北、攝津國高尾山ノ頂上（方言一ノ谷ノタカ）ト淡岐國小豆島星ヶ城ノ頂上（方言小豆島ノタカ）ト見通シタル線以南

東、淡路國津名郡岩屋町松尾崎ヨリ攝磨國明石郡明石町古波戸ナ見通シタル線以西

（附錄面ノ通）



可謂物便毫釐三第四八月五年三十三治明

平
均
周
力

六米〇	三米〇	五米七	二米四	五米九	二米七	九米八	一米八
晴	雨又雷	晴	曇小雨	雨	曇	雨	曇
六耗一	一耗一	一耗一	○耗三三八耗三	○耗三	前日本ノ 降雨雷終	西及北西 ニ電光ア	
ヨリ全四リ午后十ヨリ二時	午後一時四十分ヨリ午後一時微雨	終日微雨	ス午后五	日織前			
時迄雨々一時廿分迄雨々西	時迄雨々強風午	時四十ヒ夜半ヨリ					
西ノ強風迄降雨断ノ強風午	上風雨ノ	分海上風	午后二時				
後五時海	警報若電	迄雨々西					
日暁アリ	テ解除ス	ノ暴風吹					
力)	午前六時	(最強					
米九ノ速	一秒時十六						

(毎月三日六日九日十二日十五日十八日二十一日二十四日二十七日三十日十回發行)

明治三十九年六月三日施行

金華

和歌山縣

御調人
和歌山市久保町一
印相所

九丁山門
自天二木一
卽四友
猶猶地次
部 邪

明治三十七年五月廿六日本縣告示第百四十八號中那賀郡ノ下六月十七日トアルハ六月十八
日ノ調
明治三十七年五月三十一日
和歌山縣

正
編

1

日ノ調
明治三十七年五月三十一日
和歌山縣

卷之三

種類	日	五月廿八日		五月十九日		五月三十日		五月卅一日	
		前年	本年	前年	本年	前年	本年	前年	本年
平均氣壓	老虎耗	老虎耗	老虎耗	老虎耗	老虎耗	老虎耗	老虎耗	老虎耗	老虎耗
最高氣溫	一九度九	一七度八	二一度〇	一七度三	一九度九	一八度七	二一度九	一八度六	一八度六
最低氣溫	二四度九	二〇度〇	二五度七	二〇度三	二一度五	二三度四	二三度〇	二一度三	二一度三
最多風向	南	東	南	北西	南	西南西	南々西	北西	北西
平均氣壓	老虎耗	老虎耗	老虎耗	老虎耗	老虎耗	老虎耗	老虎耗	老虎耗	老虎耗
最高氣溫	一五度五	一五度二	一四度三	一八度七	一五度二	一〇度六	一六度〇	一六度〇	一六度〇
最低氣溫	一三度三	一五度五	一五度二	一四度三	一八度七	一五度二	一〇度六	一六度〇	一六度〇

卷之三

卷之三

卷三

11

十一

10